

横須賀市立学校に設置する学校運営協議会の運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横須賀市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「設置規則」という。）第16条の規定に基づき、横須賀市立学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営その他協議会に関し、必要な事項を定める。

(委員の任命)

第2条 対象学校の校長（以下「校長」という。）は、設置規則第5条第2項及び同条第3項の規定に基づき、協議会の委員（以下「委員」という。）を推薦する場合は、学校運営協議会委員推薦書（第1号様式）を教育委員会に提出する。

2 教育委員会は、前項の規定により推薦された者を委員に委嘱又は任命するときは、委員に対して委嘱（任命）状を交付する。

(協議会の具体的な役割)

第3条 協議会は、設置規則第11条の規定に基づき、基本的な方針の承認を行い、学校及び校長と目指す目標を共有する。

2 協議会は、設置規則第12条の規定に基づき、前項によって共有された目標の実現に向かって熟議を重ねる。

(学校運営に関する意見の申出)

第4条 設置規則第13条の規定により協議会から教育委員会への意見の申出を行うときは、学校運営協議会意見申出書（第2号様式）により行うものとする。

2 前項の意見の内容にかかる教育委員会の所管課長は、当該意見に対し、校長を経由して、当該協議会に対して回答する。

(委員の辞職又は辞任等)

第5条 委員(校長を除く。)が任期の途中で辞職又は辞任しようとするときは、学校運営協議会委員辞任届（第3号様式）により校長を経由して教育委員会に申し出るものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する申出を受理し委嘱又は任命を解こうとするときは、学校運営協議会委員解任通知書（第4号様式）により校長を経由して当該委員に交付する。

(会議の運営等)

第6条 会長は、協議会の会議を、計画的に企画し、開催する。

2 会議の開催時間は、教職員の勤務時間内を原則とする。

3 会長は、設置規則第9条第4項の規定により、協議会の会議に必要なときは、教職員や児童生徒、専門的事項に関し学識経験を有する者、教育委員会事務局職員やその他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会長は、近隣の学校の学校運営協議会との合同開催など、目的に応じた柔軟な方法で会議を開催することができる。

(地域への情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるように、協議の結果に関する情報を積極的に周知するよう努める。

(報酬)

第8条 委員の基本報酬は年額8,000円とする。

2 委員が年の中途で委嘱、又は任命され、若しくは辞職又は辞任した場合の報酬額は月割りにより計算する。

3 委員は、報酬を受け取ることができない事情がある場合は、報酬辞退届(第5号様式)を教育委員会に提出することができる。

(提出書類)

第9条 校長は、年度初めに学校運営協議会活動計画書(第6号様式)を作成し、教育委員会に提出する。

2 校長は、年度末に学校運営協議会活動状況報告書(第7号様式)を作成し、教育委員会に提出する

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、校長が作成し、協議会の同意を得て会長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。